

## 損失補償に関する調書

本調書は、総務省自治財政局が平成 26 年 8 月 5 日付で通知した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について(総財公第 102 号)(以下「国の指針」とする。)」第 4 の(2)「損失補償(債務保証を含む。)」に基づき、株式会社南薩木材加工センター(以下「当該法人」とする。)の損失補償に関する調書を調製したものである。

### 第1 基本方針

国の指針においては第三セクターに対して損失補償を行うことは、将来の巨額な財政負担を伴うリスクがあり、ガバナンスの欠如や不適切なリスク分担を招くおそれがあるため、債務について損失補償を行うべきではない。

ただし、特別の理由により緊急的な支援を必要とする場合には、その内容及び理由、必要性並びに対象債務の返済見通しとその確実性等を明確にしたうえで、例外的に検討し、契約内容や影響について、議会及び市民に対し明確に説明し、理解を得るべきであると示されている。

### 第2 今回の損失補償実施の特別な理由・必要性

当該法人は、南薩地域における唯一の木材受入拠点であり、JAS 認定工場として高品質な『かごしま材』を供給するなど、地域林業の持続的発展に不可欠な役割を担っている。このため事業継続を支える公益性が認められることから、本件については、第3の内容に基づき損失補償を行うこととする。

### 第3 損失補償契約の内容

- ① 融資限度額 金 1 億円
- ② 融資使途 原材料仕入, その他運転資金
- ③ 利息及び利率 別途銀行との契約による
- ④ 遅延損害金 年 14%(365 日按分の日割計算)

なお、これらの条件は、鹿児島銀行との融資契約書に基づくものである。

損失負担割合(補償割合:人工林面積割合)

枕崎市	5.47%
南さつま市	35.63%
南九州市	58.90%

### 第4 対象債務の返済の見通しとその確実性

当該法人の収益基盤が依然脆弱であり、市場環境の不確実性を踏まえると返済計画には留意すべきリスクが依然として存在する。

令和8年8月には、平成 23 年度に実施した大型の借入金の返済が終了する見込みであり、将来的な返済負担の軽減につながることから、返済の確実性を高める要素となっている。一方で、引き続き損失補償契約のもとでリスク管理を強化し、経営状況を逐次確認の上、必要に応じて経営改善指導を行い、返済の確実性をさらに高めていく。

## 第5 健全化法に基づく本市の財政負担を負うことになった場合の影響

### 公的支援の必要性について

項目	金額（千円）			備考（目的，内容，算出根拠等）
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	114,620	91,171	121,065	※（参考）諸般の報告に基づくもの
（設立法人の負担額等負担見込額）	(11,462)	(9,117)	(84,746)	※健全化法の規定に基づくもの
（損失補償付き債務割合）	(10.0%)	(10.0%)	(70.0%)	※〔算定根拠〕に基づくもの
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資金	18,400	18,400	18,400	全体出資：69,000千円 本市割合26.7%
合計	133,020	109,571	139,465	

#### 〔算定根拠〕

総務省告示（平成 20 年総務省告示第 242 号）に基づき標準評価方式を用いた結果，当該法人の第 33 期（令和 6 年度）決算は「D」区分に該当し，損失補償付債務割合は約 70%となる。

## 第6 リスク管理・将来方針

本市は，損失補償契約の実施にあたり，当該法人に対して事業運営の透明性確保と財務健全性の維持を求める。

また，定期的な進捗報告を義務付け，補償に伴うリスクを最小限に抑えつつ，今後も『損失補償は原則行わない』との国の指針に基づく基本方針を堅持する。

## 第7 まとめ

本市は公益性を踏まえつつ，議会及び市民への説明責任を果たし，リスク管理を徹底することで，市財政の健全性を確保していく考えである。

#### （参考）

令和 7 年 6 月議会諸般の報告資料（令和 7 年 5 月 26 日付 南九耕第 2360 号）にて提出した決算報告書・事業計画書関連資料のほか，各年度の諸般の報告資料に基づく。